

# 日常生活用具(ストーマ・紙おむつ)

## 申請方法について

### ■ 支給要件(基準額等)

給付を受けるには、用具に対応した身体障害者手帳等を所持している必要があります。  
2 か月単位で申請できます(年度末の場合は 3 月分まで)。

用具名	対象者	基準額(1 か月)
ストーマ(蓄尿袋)	ぼうこう機能障がい者(児)	11,639 円
ストーマ(蓄便袋)	直腸機能障がい者(児)	8,858 円
紙おむつ	下記⑥参照	12,000 円

注:交付決定前に購入すると助成対象になりませんので、必ず事前に申請してください。

### ■ 申請時に必要なもの

①申請書 ②対象者の障害者手帳の写し ③見積書 ④印鑑

⑤マイナンバーが記載されている通知カード又は個人番号カード(世帯全員分)

※市内在住者であり、窓口にてご本人等から意見が得られれば、職員が確認いたしますので持参する必要はありません。

⑥意見書(紙おむつ新規申請のみ)

※3 歳以上で、下記の ア)～ ウ)のいずれかに該当する方

ア)ぼうこう又は直腸機能障がい者(児)で、変形や皮膚のびらんのためストーマを装用できない方

イ)二分脊椎症による排尿機能障がい又は排便機能障がいを有する方

ウ)脳原性運動機能障がいにより排尿・排便の意思表示困難者

### ■ 自己負担額

世帯の課税状況	自己負担額	注意事項
生活保護世帯	0%	・基準額を超える差額分については、全額自己負担です。 ・同一世帯に市民税所得割が 46 万円以上の方がいる場合、助成対象外です。
非課税世帯で年収80万円未満	3%	
非課税世帯で年収80万円以上	5%	
課税世帯	10%	

### ■ 窓口

竜王庁舎 障がい者支援課 生活支援係 新館 1 階 ⑫番窓口 TEL:055-267-7287

敷島庁舎 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL:055-277-3112

双葉庁舎 市民地域課 福祉健康係 1 階 ③番窓口 TEL:0551-20-3650